

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和2年3月6日(金) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時33分

出席者 委 員 委員長 青 木 一 男

森 戸 雅 孝 大 谷 好 一 小久保 かおる

氏 家 晃 千 葉 正 弘 中 島 克 訓

議 長 大阿久 岩 人

傍 聴 者 浅 野 貴 之 川 上 均 大 浦 兼 政

古 沢 ちい子 坂 東 一 敏 内 海まさかず

針 谷 育 造 入 野 登志子 白 石 幹 男

永 田 武 志 福 富 善 明 関 口 孫一郎

針 谷 正 夫 小 堀 良 江 福 田 裕 司

天 谷 浩 明

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 癸生川 亘

主 査 藤 澤 恭 之 主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

建設部長	國保能克
都市整備部長	戸田崇
上下水道局長	田中修
道路河川整備課長	河田正雄
道路河川維持課長	深津悟
土木管理課長	芳野英明
公園緑地課長	菊池照見
都市計画課長	高野義宏
市街地整備課長	石塚昌平
住宅課長	加茂浩史
建築課長	柿沼宏和
水道建設課長	渡辺精一

令和2年第2回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

令和2年3月6日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第17号 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第18号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第25号 市道路線の認定について
- 日程第4 議案第26号 市道路線の廃止について
- 日程第5 議案第27号 市道路線の変更について
- 日程第6 議案第9号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）（所管関係部分）
- 日程第7 議案第13号 令和元年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（青木一男君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（青木一男君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（青木一男君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第17号 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） おはようございます。それでは、ただいまご上程いただきました議案第17号 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。議案書のほうは7ページになります。それから、議案説明書は12ページでございます。

まず初めに、議案説明書の12ページのほうを御覧いただきたいと思います。まず、提案理由でございますけれども、開発行為に関わる公園の設置が義務づけられる開発区域の面積を緩和するために、都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めます。

次に、改正の概要でございますけれども、公園等の設置が義務づけられる開発区域の面積の最低限度、これを3,000平方メートルから1ヘクタール、1万平方メートル、こちらに緩和することでございます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、ページをお開きいただいて、14、15ページ、こちらを御覧いただきたいと思います。条例の新旧対照表により改正の内容をご説明いたします。まずは左側になります。現行の第1条、

1つ目のアンダーライン箇所になりますけれども、第33条第4項及びを、右側、改正案の第33条第3項及び第4項並びにに改め、また左側にちょっと戻ります。現行の2つ目のアンダーラインの箇所になりますけれども、市街化調整区域に係るという部分を削ります。

次に、右側にまた戻りまして、改正案の第5条といたしまして、法第33条第3項の規定により条例で定める政令第25条第6号に規定する公園、緑地または広場の設置が義務づけられる開発区域の最低限度は1ヘクタールとするを加えます。

また、改正案の第6条、第7条につきましては、条ずれによる所要の改正を行うものでございます。

それでは、戻っていただき、議案書のほう、議案書の8ページを御覧いただきたいと思います。議案書8ページに入ります。こちらが都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定文でございますけれども、内容につきましてはただいま新旧対照表のほうでご説明したものととなりますので、省略させていただきます。下のほう、附則を御覧いただきたいと思います。

まず、附則の1つ目、施行期日といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行すると定め、また経過措置といたしまして、この条例の施行の前になされた申請に係る開発行為の許可基準につきましては、なお従前の例によると定めるものでございます。

以上で都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） おはようございます。ご説明ありがとうございます。

今回の規制緩和、これまでの3,000平米から今度1ヘクタールに規制緩和することによって、公園とか緑地、そういったスペースが緩和されるということなのですからけれども、こういった規制が緩和されることによって、やはり開発業者にとってはより販売できる土地の面積が広がるというようなメリット、要するに影響とメリットをちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

○委員長（青木一男君） 高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） 今の委員さんのご質問は、メリットとデメリットということになると思います。デメリットのほうからお話いたしますと、これまで一定の区域に、一定の場所に公園または広場などが整備されていたものが、今度はその整備される数的なものが減ってしまうということ。一方で、このデメリットとして私お話し差し上げましたけれども、実は以前は公園に遊具

があったり、小さいお子様だったり、お年寄りだったりということで、ご活用いただいていたところではあるのですけれども、開発で出来上がる公園の数が、現在民間の開発の公園が市内に200か所ほどあります。非常に維持管理費がかかります。ごみが捨てられる。それから、雑草が生えてくる。犬猫のふんがある。そういった部分で非常に財政的な負担になっていることと、あと地域の住民の方はそういった状況がありますので、公園のそばの宅地を避けるようになってきた。土地を求めるときに、宅地を求めるときに、前は公園が庭として使えるということで、20年ほど、30年ほど前は公園の近くが人気があったのですけれども、今はどちらかというとマイナスの影響があるということで、公園の近くが売れにくいというような話もあります。

メリットといたしましては、まさにこれは市のメリットとしては、先ほども維持管理費がそういった部分で軽減されるということなのですけれども、民間の方のメリットとしますと、例えば3,000平米で3%ですと90平米の公園を造ります。90平米の公園というのは、土地代とすると大体二、三百万円になってしまう。その二、三百万円が土地代としては、その民間業者さんは本来宅地として売却できる予定だった。それを逆に整備して市に帰属させる。ですから、民間事業者さんは3,000平米の開発を行うと、300万円から400万円の出費が今までかかっていたものが、逆に90平米ですから宅地の半分ぐらいだと思うのですけれども、その分どこかの宅地につけて売ることができる。今までだから3,000平米を切るような開発が多かったのですけれども、今度は5,000平米、6,000平米と、ある程度の規模の開発がされることで、優良の宅地が多く供給できるというようなメリットがあると思います。

以上です。

○委員長（青木一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第17号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第2、議案第18号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

柿沼建築課長。

○建築課長（柿沼宏和君） おはようございます。ただいま上程いただきました議案第18号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。議案書は9ページ、議案説明書は16ページをお開きください。

初めに、議案説明書を御覧ください。提案理由につきまして、建築物の消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要は、複数建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査手数料の額を定めることとでございます。

参照条文は、省略させていただきます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。議案説明書18、19ページをお開きください。まず、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律ですが、この法律は産業、運輸のエネルギー需要が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量が著しく増加しており、建築物の省エネルギー対策の強化を図るために制定された法律で、一定規模以上の建築物は省エネ基準に適合しなくてはなりません。これまで建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定は、単体の住宅、建築物が対象でしたが、この法律の一部改正により、熱や電気を供給する設備等を申請建築物に設置する場合には、複数建築物に対する認定が可能となったことから、同認定申請の審査手数料を定めるものです。

この場合の手数料は、建築物ごとに算出した金額の合算となりますので、改正案50の項中、1のとおり改めるものでございます。

次に、計画変更の認定申請に対する審査については、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付がある場合は、改正案51の項中、1、（1）のとおりとし、それ以外の場合は21ページの改正案（2）のとおり改めるものです。

議案書にお戻りいただきまして、14ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第18号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第3、議案第25号 市道路線の認定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

芳野土木管理課長。

○土木管理課長（芳野英明君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第25号 市道路線の認定についてご説明いたします。議案書は23ページ、議案説明書は41ページでございます。

初めに、議案説明書の41ページをお開きください。市道路線の認定についてであります。提案理由でございますが、栃木地域内において開発行為により帰属された道路について、道路法第8条第1項の規定に基づき市道として認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、42ページの市道路線認定位置図であります。市道11414号線につきましては、沼和田町地内において民間開発により整備され、市に帰属された道路であり、延長が約180メートルであります。

続きまして、43、44ページの市道13493号線から市道13497号線の5路線につきましては、惣社町地内において、やはり民間開発行為により整備され、市に帰属された道路であり、合計延長が約680メートルであります。

位置図につきましては以上でございます。

次に、議案書の23ページをお開きください。ただいま認定位置図にてご説明いたしました6路線を市道として認定したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第25号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第4、議案第26号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

芳野課長。

○土木管理課長（芳野英明君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第26号 市道路線の廃止についてご説明いたします。議案書は24ページ、議案説明書は45、46ページでございます。

初めに、議案説明書の45ページをお開きください。市道路線の廃止についてであります。提案理由でございますが、藤岡地域内において市道2126号線の市道改良事業により路線を統合した市道31041号線について、道路法第10条第1項の規定に基づき路線の廃止をするため、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、47ページの市道路線廃止位置図であります。市道2126号線の道路改良事業に伴い、起点に隣接する延長約11メートルの市道31041号線を統合し、交差点を改良したものであります。位置図については以上でございます。

次に、議案書の24ページをお開きください。ただいま路線廃止位置図にてご説明いたしました路線を廃止したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第26号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第5、議案第27号 市道路線の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

芳野課長。

○土木管理課長（芳野英明君） ただいまご上程いただきました議案第27号 市道路線の変更についてご説明いたします。議案書は25ページ、議案説明書は48、49ページでございます。

初めに、議案説明書の48ページをお開きください。市道路線の変更についてであります。提案理由でございますが、藤岡地域において道路改良事業により路線を統合した市道2126号線について、道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線の変更をするため、同条第3項の規定に基づき議会の

議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、50、51ページを御覧ください。市道2126号線につきましては、市道の廃止議案でもご説明しましたとおり、藤岡町太田地内における道路改良事業により、2つの路線を統合し、交差点改良したため、当該路線の起点を約20メートル北に変更するものであります。

路線変更前後の位置図につきましては以上でございます。

次に、議案書の25ページをお開きください。先ほど市道路線の変更位置図でご説明いたしました路線について、市道路線を変更したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第27号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第9号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第6、議案第9号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）の所管部分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいで結構であります。

河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） ただいまご上程いただきました議案第9号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第9号）のうち、所管関係部分につきまして説明いたします。

まず、歳出から説明しますので、80、81ページをお開きください。8款1項1目土木総務費について説明します。補正額は175万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。1行目の職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、職員の給与について不用額が見込まれるため減額するものであります。以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

続きまして、急傾斜地崩壊対策事業負担金の補正につきましては、尻内町地内及び岩舟町小野寺地内において、県がのり面の保全対策として実施する急傾斜地崩壊対策工事費等について不足の額が生じたため、地元自治体の法定負担金を増額するものであります。

続きまして、2目建築指導費について説明します。補正額は2,071万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。木造住宅耐震化促進事業費の補正につきましては、民間木造住宅の耐震診断及び耐震建て替え工事の補助件数が当初の見込みを下回るため減額するものであります。

次のページをお開きください。2項1目道路橋りょう総務費について説明します。補正額は900万9,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。2行目の応急対策事業費（令和元年台風19号災害）（道路河川維持課）につきましては、災害土砂撤去用の重機賃借期間が当初予定より短くなったため、使用料及び賃借料を減額し、また自動車購入の入札執行残を減額するものであります。

続きまして、2目道路維持費について説明します。補正額は593万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。市道維持管理費につきましては、市道1001号線と県道静藤岡線の相互移管に伴う宇都宮国道事務所との協議の結果、大型案内標識の修正が必要となったため、維持補修費を増額するものであります。

次の道路応急対策事業費（令和元年台風19号災害）（道路河川維持課）につきましては、主に災害応急復旧用アスファルト合材の使用量が当初の見込みより少なかったため、原材料費を減額するものであります。

続きまして、3目道路新設改良費について説明します。補正額は1億8,386万7,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。2行目の市道各号線道路改良事業費につきましては、用地取得に伴う執行残として市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道13249号線道路改良事業費（栃木川原田町）につきましては、委託料の入札により不用額が生じたため、業務委託料の減額、また物件調査算定を行った結果、補償金の不用額が生じたため物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道2065号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましては、国庫補助の要望額に対し、内示額が満たなかったことによる執行の見直しにより、市道拡幅工事を減額するものであります。

次の市道1024号線道路改良事業費（栃木吹上町、宮町、皆川城内町）につきましては、主な理由といたしまして用地交渉を進めてまいりました地権者との調整の結果、今年度の用地取得を見送ったため、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであり、あわせまして国庫補助金の内示額の調整により市道拡幅工事費を減額するものであります。

次の市道11156号線交通安全施設整備事業費（栃木入舟町）につきましては、用地交渉を進めてまいりました地権者との調整の結果、今年度の用地取得を見送ったため、業務委託料、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

次の1066号線道路改良事業費（藤岡富吉1区）につきましては、主な理由といたしまして、用地交渉を進めてまいりました地権者との調整の結果、今年度の用地取得を見送ったため、市道拡幅用地購入費を減額するものであり、あわせまして国庫補助金の内示額の調整により市道拡幅工事を減額するものであります。

次のスマートインターチェンジ整備事業費につきましては、遺跡調査業務委託の当初計画を見直したことによる業務委託料の不用額、また国庫補助の内示額に合わせた執行の見直しにより生じた事業協定負担金の不用額及び電柱等移転補償費の執行残としての移転補償金を減額するものであります。

次の今泉泉川線道路整備事業費につきましては、国庫補助の要望額に対し、内示額が満たなかったことによる執行の見直しにより業務委託料、市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道14239号線道路改良事業費（栃木皆川城内町）につきましては、電柱移設補償金等の執行残が生じたため、物件等移転補償金を減額するものであり、道路改良工事の入札に生じた不用額として市道拡幅工事費を減額するものであります。

次の市道1055号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、踏切の拡幅工事に要する費用をJR東日本旅客鉄道に委託するものであり、JRが執行した工事入札により生じた不用額として踏切拡幅工事委託料を減額するものであります。

続きまして、4目橋りょう維持費について説明します。補正額は700万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。橋りょう長寿命化修繕事業費につきましては、橋りょう長寿命化修繕計画改訂版策定業務委託料の入札執行残を減額するものであります。

次の橋りょう長寿命化点検事業費につきましては、道路橋点検業務委託料の入札執行残を減額するものであります。

続きまして、5目橋りょう新設改良費について説明します。補正額は307万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。市道22268号線（堀ノ内橋）橋りょう整備事業費（大平西水代）につきましては、県事業の1級河川巴波川改修工事に伴い、市道橋を架け替えるため、占用者が建設費の一部を負担するものであり、工法を見直したことにより負担金に不足が生じたため、県営橋

りょう整備事業負担金を増額するものであります。

次のページをお開きください。3項1目河川総務費について説明します。補正額は437万6,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。河川維持補修事業費につきましては、都賀町富張地内の赤津川に架かる本所橋の護岸補修工事を予定していたところ、台風19号により当該橋りょうの護岸が被災し、県が被災復旧工事として護岸復旧を実施することになったことから、工事請負費を減額するものであります。

樋管操作委託事業費につきましては、国から委託されている渡良瀬遊水地周囲の樋管11か所において、台風19号に伴う河川増水により樋管の水門監視に時間を要したため、樋管操作委託料に不足が生じたことから、増額するものであります。

続きまして、2目河川改良費について説明します。補正額は157万2,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。雨水浸水対策事業費につきましては、神ノ宮川流域の河川整備計画の策定の中で執行見直し、より効果的であると判明した大淵沼の整備を優先して行ったため、調整池詳細再設計委託料を減額するものであります。

次のページをお開きください。4項1目都市計画総務費について説明します。補正額は983万1,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。都市計画情報システム導入委託費につきましては、本業務を事業者へ委託する際に当初予算額よりも低い金額の見積りの提示があり、その金額で契約することになったため、不要となった額を減額するものであります。

続きまして、2目土地区画整理費について説明します。補正額は2,435万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。新大平下駅前地区土地区画整理事業費につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業に係る建物移転を進めるため、国の補正予算に伴う国庫補助決定額に合わせ、物件移転等補償金を増額するものであります。

次の平川地区開発事業費につきましては、基本設計業務委託の執行に際し、業務内容を精査したこと及び入札執行に不用額が生じたため、委託料を減額するものであります。

続きまして、4目公園費について説明します。補正額は100万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。栃木総合運動公園施設整備事業費につきましては、硬式野球場給排水設備更新設計の業務委託料の入札執行残を減額するものであります。

続きまして、5目まちづくり事業費について説明します。補正額は372万7,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。2行目、都市景観形成事業費につきましては、今年度は栃木地域歴史的町並み景観形成重点地区への指定が困難と判断したため、景観形成重点地区指定に向けた景観ガイドラインの作成のための委託料を減額するものであります。

次のページをお開きください。5項1目住宅管理費について説明します。補正額は1億1,700万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。住宅被災者支援事業費（令和元年台風19号災害）につきましては、災害救助法に基づく住宅応急修理制度の利用件数が当初見込みを下回るため、

応急修理の委託料を減額するものであります。

ページ飛びまして、104、105ページをお開きください。11款2項1目道路橋りょう災害復旧費について説明します。補正額は4億3,081万4,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。道路橋りょう災害復旧事業費（令和元年台風19号災害）につきましては、災害測量及び設計業務の執行により不要となった委託料を減額するもの、また県との調整により橋りょうの災害復旧工事の施工を次年度に実施することとなったため、現年執行予定であった工事請負費を減額するものであります。

続きまして、歳入の所管関係部分について説明いたします。ページにつきましては40、41ページをお開きください。15款1項3目災害復旧費国庫負担金につきましては、2億8,721万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。道路橋りょう災害復旧事業負担金につきましては、橋りょうの災害復旧工事について県との調整により次年度に施工を行うこととなったため、委託料及び工事請負費を減額したことにより、併せて減額するものであります。

次のページをお開きください。2項4目1節道路橋りょう費補助金につきましては、275万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。防災安全交付金（着実な道路施設の老朽化対策推進による安全安心な道路環境の確保）につきましては、同交付金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

次に、2節都市計画費補助金につきましては、5,000万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。社会資本整備総合交付金（新大平下駅前地区）につきましては、国の補正予算に伴う新大平下駅前第2土地区画整理事業に対する補助金、補助率2分の1の国庫補助金の増額であります。

次に、3節住宅費補助金につきましては、855万2,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。防災安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）につきましては、同交付金の配分決定額に合わせて減額するものであります。

15款3項3目1節河川費委託費につきましては、43万7,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。樋管操作委託費につきましては、さきに説明いたしました渡良瀬遊水地周囲の樋管操作委託事業に対する国からの委託されている部分を増額するものであります。

次のページをお開きください。16款2項4目2節林業費補助金につきましては、140万円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。とちぎ材の家づくり耐震支援事業補助金につきましては、同補助金の交付決定額に合わせて減額するものであります。

次のページをお開きください。16款2項6目2節住宅費補助金につきましては、426万5,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。民間住宅耐震診断等助成事業補助金及び民間住宅耐震改修等助成事業補助金につきましては、同補助金の交付決定額に合わせて減額するものであります。

飛びまして、50、51ページをお開きください。19款2項26目1節栃木駅周辺地区景観形成基金繰入金につきましては、63万4,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。栃木駅周辺地区景観形成基金繰入金につきましては、栃木駅の北側のシビックコア重点整備地区内において広場整備を行うシビックコア地区歩道広場整備事業費に充当するため、基金を取崩し、一般会計に繰り入れるものであります。

○委員長（青木一男君） 高野都市計画課長。

○都市計画課長（高野義宏君） それでは、引き続きまして私のほうから繰越明許費につきましてご説明いたしますので、補正予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

こちら3ページの中段のところ、第2条になりますけれども、繰越明許費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるというものでございます。

それでは、繰越明許費の所管関係部分についてご説明いたしますので、同じく9ページをお開きいただきたいと思います。9ページの上から4行目からのご説明に入ります。8款1項土木管理費、急傾斜地崩壊対策事業負担金の繰越明許額146万円につきましては、栃木県発注による急傾斜地崩壊対策工事等の年度内完了及び事業費の精算が見込めないことから、市の負担金を繰り越すものでございます。

次の木造住宅耐震化促進事業の繰越明許額660万円につきましては、補助対象者の民間木造住宅耐震改修工事及び耐震建て替え工事について、台風19号の影響により年度内の完了が見込めないことから繰越しをするものでございます。

1事業飛ばしまして、市道各号線の道路改良事業の繰越明許額1,409万円につきましては、関係者との調整や工作物の移転に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから業務委託料、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものでございます。

次の市道13249号線道路改良事業（栃木川原田町）の繰越明許額2,123万円につきましては、用地の取得に際し、地権者との交渉に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものでございます。

次の市道2065号線道路改良事業（栃木平井町）の繰越明許額1,825万円につきましては、台風第19号の影響により請負業者が市内の災害復旧を優先させたために、道路改良工事等の年度内完了が見込めないことから、物件移転等補償金及び工事請負費等を繰り越すものでございます。

次の市道1033号線交通安全施設整備事業（栃木大宮町）の繰越明許額1,323万円につきましては、用地の取得に際し、地権者との交渉に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものでございます。

次の市道1066号線道路改良事業（藤岡富吉1区）の繰越明許額2,020万円につきましては、台風第19号の影響により請負業者が市内の災害復旧を優先させたため、道路改良工事の年度内完了が見

込めないことから、工事請負費を繰り越すものでございます。

次の市道2135号線交通安全施設整備事業（藤岡大前本郷）の繰越明許額1,800万円につきまして、台風第19号の影響により受託業者が市内の災害復旧を優先させたため、橋りょう設計の年度内完了が見込めないことから、業務委託料を繰り越すものでございます。

次の道普請事業の繰越明許額1,000万円につきましては、道路計画に際し、地元との調整に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、原材料費を繰り越すものでございます。

次の市道23037号線道路改良事業（大平西山田）の繰越明許額230万円につきましては、用地取得に際し、工作物移転に期間を要し、年度内完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転補償金を繰り越すものでございます。

次のスマートインターチェンジ整備事業の繰越明許額3億254万9,000円につきましては、東日本高速道路株式会社が執行した入札手続に時間を要したため、負担金を繰越し、また電柱等移転において近接工事との調整に時間を要したため、年度内の完了が見込めないことから、物件移転等補償金を繰り越すものでございます。

次の市道43386号線道路改良事業（都賀合戦場）の繰越明許額2,200万円につきましては、台風第19号の影響により請負業者が市内の災害復旧を優先させたため、道路改良工事等の年度内完了が見込めないことから、工事請負費及び物件移転補償金を繰り越すものでございます。

次のページ、10ページになります。こちらを御覧ください。市道23051、それから1037号線になります、道路改良事業（大平下皆川）の繰越明許額670万円につきましては、台風第19号の影響により請負業者が市内の災害復旧を優先させたため、道路改良工事の年度内完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものでございます。

次の今泉泉川線道路整備事業（栃木今泉町1・2丁目、日ノ出町）の繰越明許額3,903万円につきましては、台風第19号の影響により請負業者が市内の災害復旧を優先させたことにより、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すもの、また用地取得に際し、建物移転に期間を要したことにより、土地購入費及び物件移転等補償金について繰り越すものでございます。

次の市道14239号線道路改良事業（栃木皆川城内町）の繰越明許額201万円につきましては、用地取得に際し、工作物移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものでございます。

次の市道2106号線道路改良事業（大平富田）の繰越明許額800万円につきましては、台風第19号の影響により請負業者が市内の災害復旧を優先させたため、道路改良工事の年度内完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものでございます。

次の市道61268、それから61262、そして61251号線道路改良工事（岩舟静）の繰越明許額1,021万5,000円につきましては、用地の取得に際し、工作物移転に期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、土地購入費及び物件移転等補償金を繰り越すものでございます。

次の市道22268号線（堀之内橋）橋りょう整備事業（大平西水代）の繰越明許額307万円につきましては、県の橋りょう整備工事が年度内の完了及び事業費の精算が見込めないことから、負担金を繰り越すものでございます。

次の市道1055号線道路改良事業（岩舟静）の繰越明許額7,440万円につきましては、台風第19号の影響により委託先のJR東日本が踏切拡幅工事を中止し、管内の災害復旧を優先させたため、年度内に委託工事の完了が見込めないことから、業務委託料及び工事請負費を繰り越すものでございます。

次の橋りょう長寿命化修繕事業の繰越明許額1億2,912万2,000円につきましては、吾妻橋改修工事において特殊な鋼材の入手に期間がかかり、上部工の桁製作に不測の日数を要したこと、また大前跨線橋改修工事において台風第19号の影響により鉄道事業者との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、主に工事請負費を繰り越すものでございます。

続きまして、3項河川費、排水路整備事業の繰越明許額1,754万円につきましては、台風第19号の影響により請負業者が市内の災害復旧を優先させたため、本町地内杳冷川護岸整備工事及び梅沢町地内排水路整備工事の年度内完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものでございます。

次の清水川支川分水路整備事業の繰越明許費720万円及び1つ下の北坪地区流末排水整備事業の繰越明許額950万円につきましても、台風第19号の影響による同様な理由で工事請負費を繰り越すものでございます。

続きまして、4項都市計画費、栃木総合運動公園施設整備事業の繰越明許額1,263万1,000円につきましては、北駐車場トイレ改修工事について、台風第19号の影響により請負業者が市内の災害復旧を優先させたため、年度内の完了が見込めないことから、工事請負費を繰り越すものでございます。

次の応急対策事業（令和元年台風19号災害）（都市計画課）の繰越明許額4,624万7,000円につきましては、台風第19号により個人宅地に土砂等が流入するなど被害に遭われた方々に対し、その除去や復旧にかかる費用の一部を支援する補助金でありまして、補助対象期間が令和2年10月12日までとなっておりますことから、繰り越すものでございます。

次の新大平下駅前地区土地区画整理事業の繰越明許額1億1,200万円につきましては、国の補正予算に伴う社会資本整備総合交付金の決定を受け、事業推進のため前倒しして建築物等移転及び道路築造工事に着手しましたことから、年度内の完了が見込めないために繰り越すものでございます。

次の（仮称）地域交流センター等整備事業の繰越明許額350万円につきましては、地域交流センターの開館が令和2年7月に延期になったことに伴い、入舟庁舎入居団体の交流センターへの引っ越しが6月となることから、年度内に完了できないため、引っ越し業務委託料を繰り越すものが主なものでございます。

次のシビックコア地区歩道広場整備事業の繰越明許額3,900万円につきましては、栃木駅前における国合同庁舎や複合施設、(仮称)シビックセンターの整備に合わせた広場整備について、国合同庁舎の外構工事との調整を要することから、年度内の完了が困難であるため、工事請負費を繰り越すものでございます。

引き続き、11ページを御覧ください。1行目になります。一番上です。5項住宅費、住宅被災者支援事業(令和元年台風19号災害)の繰越明許額17億6,253万9,000円につきましては、被災住宅が多いため、施工業者や資材等が不足状況にあり、年度内に完了することが見込めないことから、委託料を繰り越すものでございます。

続きまして、12ページをお開きください。12ページになります。1行目でございます。11款2項公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業(令和元年台風19号災害)の繰越明許額29億433万6,000円につきましては、道路橋りょうの災害復旧業務等の年度内完了が見込めないことから、委託料及び工事請負費を繰り越すものでございます。

次の河川災害復旧事業(令和元年台風19号災害)の繰越明許額2億5,577万1,000円につきましては、河川の災害復旧業務等の年度内完了が見込めないことから、委託料及び工事請負費を繰り越すものでございます。

次の公園災害復旧事業(令和元年台風19号災害)の繰越明許額1億2,053万9,000円につきましては、年度内に復旧工事の完了が見込めない栃木市総合運動公園ほか2公園の災害復旧工事費を繰り越すものでございます。

以上、長くなりましたが、所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(青木一男君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

中島委員。

○委員(中島克訓君) 大変ご苦労さまでございました。繰越明許費、今ご説明をお聞きしたのですが、今回の台風19号の影響で、その復旧を優先して業者のほうの手配ができないということで、繰越明許費が大分出ているのですけれども、令和2年度あたりにはこういうふうな業者のほうも手配ができて、この出ている整備事業、手がつけられないのかどうか。その予定というか、それ

が分かりましたらばお教え願いたいと思います。

○委員長（青木一男君） 河田課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 台風の影響による繰越しが整備課の案件が多いのですけれども、その中で変更契約等結びまして、その影響の期間だけの中止期間になりますので、それにつきましては完成の予定日は令和2年度には完成予定となっておりますので、引きずることはないかと思えます。

○委員長（青木一男君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） やはりこれ出ているやつは地元の方々、待ちに待っていると思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（青木一男君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、関連なのですけれども、繰越明許で災害復旧費のほうでも繰越明許が出ていまして、11ページの土木費、住宅被災者支援事業費ですとか、12ページ等の道路橋りょう災害復旧事業、河川災害復旧事業、公園災害復旧事業、かなりの額の災害復旧費が繰越しになっているわけですが、こちらについても令和2年度の終了を見込んでいるのかどうか、答弁をいただきたいと思えます。

○委員長（青木一男君） 深津道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（深津 悟君） 多くの繰越額が予定されておりますが、ここの事業についても令和2年度の完了予定でやっておりますので、令和2年度中には完了する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

中島委員。

○委員（中島克訓君） すみません。82ページ、83ページの道路新設改良費の中で何カ所か地権者とのあれができなくて、本年度できなくて来年度に持ち越しとかそういうことで、例えば市道1024号線（吹上、宮、皆川城内）とか、その下の交通安全施設整備事業費（栃木入舟）とかなっていますが、これなんかは地権者さんとの交渉とか、そういうふうな合意というのはできているわけですか。それともできていないのかどうか。

○委員長（青木一男君） 河田課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 先ほどもご説明した中で見送ったという箇所が3事業ほどあるのですけれども、見送った箇所につきましては繰越しをしてもちょっと契約の見込みの可能性が低いということがあったものですから、見送ったというのがちょっと難航しているという案件でございます。繰越しにつきましては、ある程度見込みが立っておりますので、繰越しの手続をして契約に

結びつけるというような位置づけでありまして、見送ったというのは言葉がちょっとあれなのですが、けれども、ちょっと厳しい状況だということの処理をさせていただいております。

以上です。

○委員長（青木一男君） 中島委員。

○委員（中島克訓君） 私もちょうと吹上のほうを通りますと、なかなか道路の改良がかなり期間を食っていますものですから、何か難しい面もあるのかなと思ったのですが、やはり地権者との交渉というのが大切だと思いますので、皆やらなくてはならない事業ですので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（青木一男君） 要望でよろしいですね。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） それでは、81ページの一番下の木造住宅耐震化促進事業費ということについてちょっと聞きたいと思います。

繰越明許費のほうでも660万円が繰越しされていて、今回この補正で2,071万円の減額ということなのですが、この事業費に対する当初見込みを下回ったというようなご説明だったので、これ今後の見通しとしてどうなのでしょう。今回ある程度その事業費が行き渡ってきたということでの理解でよろしいのでしょうか。ちょっとその辺のところのいきさつ教えてください。

○委員長（青木一男君） 柿沼建築課長。

○建築課長（柿沼宏和君） この耐震化促進事業につきましては、昨年度ちょっと予想を大幅に上回りました、補正も2度ほど上げさせていただいたのですが、それ並みになるだろう。そして、今年度10月の消費税改正、そして今年度事業を進めれば間に合うもので、去年の実績並みの予算を計上させていただいたのですが、ちょっと消費税その影響が昨年に出たのかなというような状況で、今年は思ったほど件数が上がりませんでした。実際建て替えについては40件を予定していましたが、現在のところ24件ということで、マイナス16件ですが、この事業につきましては国、県、これにつきましても耐震化率、栃木市遅れている中でこれ以上に事業を進めるということでPRとか進めていく予定です。

また、ちょっと年配者のほうが予算の関係で遅れるとか、そういったものもあるのですが、できるだけ安心安全のために今後も進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 83ページなのですが、スマートインターの整備事業費5,696万円の減額ということなのですが、先ほどの説明の中で遺跡調査等の費用が少なくなったということなのですが、思っていたより遺跡の重要性がなかったとか、そういったことなのか、まずお聞きいたします。

○委員長（青木一男君） 河田課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 今委員のご指摘どおり、遺跡の重要性としてはそれほど高いものではないのですが、それを保存するような作業が必要な位置づけの遺跡とは伺っていますので、まるっきりそういう処分していいとかという記録を取る程度というような位置づけの遺跡ということで、その作業についても時間等要しますので、このような形でちょっと期間がかかってしまっているのは事実でございます。

○委員長（青木一男君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それに伴いましてスマートインターの供用開始の時期につきまして答弁いただきたいと思います。

○委員長（青木一男君） 河田課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 当初は令和3年3月を目途に進めてまいりました。今、話が出ました遺跡の関係と、あとは入札等でちょっと不調というか、契約に至っていない事例もございます。それらの関係もございまして、令和4年度中の供用開始を目指して今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（青木一男君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 地元の方々にとっては、待望のスマートインターということで、当初は平成33年3月供用開始ということでアナウンスもあったところなのですが、令和になりまして、令和3年3月ということで住民の方々も理解しているところかと思うので、令和4年3月の、令和4年3月といいますか、令和4年度中かな、の供用開始が決定いたしましたら、できるだけ早くアナウンスをお願いしたいと思いますが、それにつきまして答弁いただきたいと思います。

○委員長（青木一男君） 河田課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 委員がおっしゃるとおり、そういう形で動けることはまたある可能性もございますけれども、そういう事例が起きた段階で議会に対してもご説明して、最終的に供用開始が決まった段階では速やかに議会に対しても報告等はしてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（青木一男君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、くれぐれもどうぞよろしくお願いいたします。要望です。

○委員長（青木一男君） ほかにありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。
ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第9号の所管関係部分を採決いたします。
本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第9号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（青木一男君） 次に、日程第7、議案第13号 令和元年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、備考欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

渡辺水道建設課長。

○水道建設課長（渡辺精一君） ただいま上程いただきました議案第13号 令和元年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。補正予算書の187ページ御覧いただきたいと思っております。

今回の補正予算につきましては、台風19号の影響による災害復旧において、応急給水活動に要した費用のうち、災害救助法に基づき栃木県災害救助交付金として一般会計から繰り入れられる補助金額を増額補正するものであります。

第1条の総則は、令和元年度栃木市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとするというものでございます。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、下の表を御覧いただきたいと思っております。収益的収入、第1款第2項営業外収益を198万1,000円増額補正いたしまして、全体で2億3,809万5,000円とするものでございます。

次に、第3条、他会計からの補助金につきましては、予算第10条中、補助を受ける金額は422万円とするを補助を受ける金額は620万1,000円とするに改め、補助金の項目として下の3、栃木県災

害補助金交付金198万1,000円とするというものでございます。

続きまして、補正予算に関する説明書のほうの192ページ御覧いただきたいと思います。補正予算に関する説明書につきましては、192ページの1の令和元年度栃木市水道事業会計補正予算実施計画書、それと193ページのキャッシュ・フロー計算書、194ページの予定貸借対照表、これらについていますが、これについてはすみませんが、説明は省略させていただきます。

以上で補正予算についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） ご説明ありがとうございます。ちょっと確認なのですが、キャッシュ・フロー計算書、193ページのそれで、業務キャッシュ・フローの額よりも投資キャッシュ・フローのほうが多いのですけれども、それにちょっと不安があるのですけれども、これはよろしいのでしょうか。ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（青木一男君） ご答弁は。

渡辺水道建設、大丈夫ですか。

○水道建設課長（渡辺精一君） 申し訳ございません。ちょっとこのキャッシュ・フローのその件につきましては、企業経営課のほうでやっています、私のほうはちょっと内容について詳しいところは分からないので、後ほど説明させていただくということでよろしいでしょうか。

○委員（小久保かおる君） はい、大丈夫です。

○水道建設課長（渡辺精一君） すみません。

○委員長（青木一男君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） すみません。もう一つ確認をしていただきたいのですが、資金期末残高が毎年1億円ずつ減っていくということに対して、ちょっと水道の事業会計に不安があるので、そのことも一緒に教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（青木一男君） この件に関しても後ほどよろしいですか。

では、後ほどよろしくお願いいたします。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） すみません。ご説明ありがとうございます。

187ページでこの補正の関係で、今回県のほうから災害救助費の交付金ということが交付されました。これは水道局自体が被災したことによっての交付金というような認識でよろしいのですか。確認させてください。

○委員長（青木一男君） 渡辺課長。

○水道建設課長（渡辺精一君） 今回の補助の対象としていただけるものは、主なものといいたしましては応急給水に使った給水袋というのがありますが、水道の水を入れるポリ袋があって、それを断水になった地域に給水車から配っていますので、その給水袋に対して補助金をいただいているというところがございます。

○委員長（青木一男君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） では、了解しました。被災したからというわけではなくて、了解しました。ありがとうございました。

○委員長（青木一男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第13号を……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 執行部の方から先ほど答弁をまだいただけていないので、それで今のこの時点ではなかなかご答弁いただけないということで、委員会中に回答をいただくという形よろしいですか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） それでは、田中局長、そのようにお願いいたします。

それでは、委員会はちょっと終わりですので、これ分科会が終わってからなのか、委員会が終わってからなのか、ご答弁はいついただけますか。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 質疑の回答をもらって採決ということが形としてはいいのではないかと思います。

○委員長（青木一男君） 分かりました。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） 田中上下水道局長。

○上下水道局長（田中 修君） 大変申し訳ありません。分科会の予算のほうの、冒頭でちょっとご回答いただかせてよろしいでしょうか。

○委員長（青木一男君） よろしいですか。分科会の初めにということで、よろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） よろしいですか。それとも、無理かな。ちょっと待ってください。

それではご答弁いただけませんので、暫時休憩いたします。

（午前10時15分）

○委員長（青木一男君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前10時30分）

○委員長（青木一男君） それでは、先ほど議案第13号の中で小久保委員より質問ありました件ですが、執行部より発言のほうはよろしいでしょうか。

田中局長。

○上下水道局長（田中 修君） 大変申し訳ございません。先ほどの小久保委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回キャッシュ・フローの関係でございませけれども、業務活動によるキャッシュ・フロー、それと投資活動によるキャッシュ・フローということで、約1億円ほどの差異もございませけれども、本来であれば業務活動キャッシュ・フローが金額的に上回るものが通常の経営の中では安定していると言えると思います。ただ、本市における企業会計におきましては、実際に3年ほどかけた中で料金のほうも激変緩和措置を行ってまいりました。ついては、その部分におきましては、収入的なものも減っているのも事実でございまして、会計上は企業会計の中の内部留保をさせていただいた中で調整をさせていただいて、経営の安定化を図っているところでございませ。これにつきまして、将来的なものの料金の改定、使用料金になりますけれども、これにつきましても水道ビジョンのほうでも向こう10年間の方針を決めておりますけれども、今後におきましては料金の値上げも念頭に入れた中でビジョンを作成をしておりますけれども、現在のところまだその動きとしては行っておりませ。

今後におきましては、それも視野に入れた中では検討していくことは致し方がない状況でございませ。ということでご回答させていただきたいと思ひませ。

以上でございませ。

○委員長（青木一男君） よろしいですか、小久保委員。よろしいですね。

それでは、ただいまから議案第13号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木一男君） ご異議なしと認めませ。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（青木一男君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前10時33分）